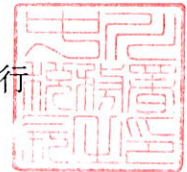


中 川 酒 3 9  
令和4年3月25日

名古屋市港区小碓四丁目340番地  
株式会社ブライト  
代表取締役 尾崎 浩一郎 殿

中川税務署長 菊池 智行



## 酒類販売業免許の条件緩和通知書

令和4年1月27日付で申出のあった名古屋市港区小碓四丁目340番の酒類販売業免許の条件緩和については、これを認めることとし、平成30年7月31日付で通知した酒類販売業免許に付けた条件を令和4年3月25日付で下記のとおり改めましたから、酒税法第21条の規定により通知します。

### 記

酒類の販売方法は、次に限る。

- 1 自己が輸出する清酒、単式蒸留焼酎、みりん、ビール、果実酒、甘味果実酒、ウイスキー、ブランデー、発泡酒、スピリッツ及びリキュールの卸売
- 2 小売（ただし、通信販売については、販売する酒類の範囲を次に該当する酒類に限るものとし、2都道府県以上の広範な地域の消費者等を対象としてカタログ等（インターネット等によるものを含む。以下同じ。）を使用して販売のための誘引行為を行い、通信手段により購入の申込みを受け、配達により商品の引渡しを行う小売販売で、かつ、酒類の購入申込者が20歳未満の者でないことを確認できる手段を講ずる場合に限る。）

#### （1）国産酒類

カタログ等の発行年月日の属する会計年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。）の前会計年度における酒類の品目ごとの課税移出数量が、全て3,000キロリットル未満である酒類製造者が製造、販売する清酒、単式蒸留焼酎、ビール、果実酒、ウイスキー、発泡酒、スピリッツ及びリキュール

#### （2）輸入酒類